

大崎市中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金 事業概要

1. 目的：新型コロナウイルス感染症の再拡大により，事業収入が減少している事業者の事業継続を下支えするため，支援金を給付します。
2. 対象：下記①～⑥すべてに該当する事業者
 - ① 大崎市内に「店舗」又は「事業所」がある中小企業及び個人事業主並びに特定非営利活動法人であるもの。（大企業とその子会社は該当しません。）
 - ② 緊急事態宣言の発出日（令和2年4月7日）より前から，事業を営んでいるもの。（業種の詳細は「申請の手引き」を参照）ただし，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する営業を行わないもの。
 - ③ 支援金を申請する日以後も，市内で事業を継続する意思があるもの。
 - ④ 宮城県による営業時間短縮の協力要請（第5期及び第5期延長分）の対象飲食店でないもの
 - ⑤ 令和3年1月～12月の間の連続する2箇月の事業収入の合計額が，前年同月または前々年同月の事業収入の合計額と比較して20%以上減少しているもの。
 - ⑥ 比較する前年または前々年の年間事業収入の平均月額が10万円を超えるもの
3. 支援金額：1事業者あたり 法人40万円，個人事業主20万円
4. 申請受付期間：令和3年7月1日～令和4年1月31日